

熊本市第7次総合計画の中間見直しを行いました!

総合計画とは、まちづくりの基本指針であり、熊本市のさまざまな計画の最上位計画です。

現在の第7次総合計画は、8年間を計画期間とし、平成28年(2016年)3月に策定しました。計画期間の中間年にあたる昨年度、多くの市民の皆さんの参画をいただきながら、熊本地震や社会経済情勢の変化などを踏まえ全体的に見直しを行いました。



めざすまちの姿 上質な生活都市

市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

中間見直しの主なポイント

①これからも、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます!

熊本地震後に策定した「熊本市震災復興計画」は昨年度末に終了しましたが、復旧復興はいまだ道半ばであることから、引き続き熊本地震からの復旧復興に最優先で取り組みます。

②社会経済情勢の変化に対応していきます!

今後加速する人口減少や国際的な目標であるSDGs、society5.0を見据えた技術革新への対応など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえて各施策に取り組みます。

③市民の皆さんとともにまちづくりに取り組みます!

熊本地震では、人と人との絆や助け合いといった地域コミュニティの重要性が再認識されたことから、今回の見直しを機に、改めて総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「地域主義」を市民の皆さんと共有し、市民が主役の自主自立のまちづくりに取り組みます。

見直し後の総合計画の概要

熊本地震からの復旧復興

- ①被災者の生活再建に向けたトータルケア
 - ・生活再建後の孤立や健康悪化を防止するための見守りやコミュニティ形成支援 など
- ②防災・減災のまちづくり
 - ・ライフラインとインフラの強靱化 など
- ③熊本地震の記録と記憶の伝承
 - ・小中学校における防災教育の充実 など

まちづくりの重点的取り組み

- ①安心して暮らせるまちづくり
 - ・ICT導入による学習環境や学力向上対策
 - ・校区単位の健康まちづくりなど生涯を通じた健康づくり など
- ②ずっと住みたいまちづくり
 - ・公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ、交通渋滞対策 など
- ③訪れてみたいまちづくり
 - ・熊本城の着実な復旧と公開、データ分析に基づく観光戦略 など

1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現



2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進



3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実



4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興



5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応



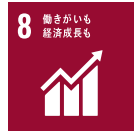
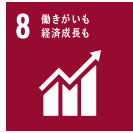
6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信



7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興



8 安全で利便性が高い都市基盤の充実



市民力・地域力・行政力を結集し、「上質な生活都市」を目指したまちづくりを進めていきましょう!

(政策企画課 ☎096-328-2035)

まちなか再生プロジェクト本格始動!

災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造に向けて、まちなか再生プロジェクトの建て替え促進補助金と防災機能等に着目した容積率の割り増しの制度運用を開始しました。

建て替え促進補助金

対象となる建物の条件 新築する建物が以下すべての要件を満たすこと。

- ①中心市街地の区域内
 - ②延床面積の過半が商業施設、事務所またはホテル等
 - ③敷地面積が200㎡以上(旧耐震建築物の建て替えは100㎡以上)
- その他の条件など詳しくは、市ホームページへ。

※2030年3月末までに指定を受ける必要があります。

補助の種類など

補助金の種類	内容	上限額等
建築	建物の固定資産税相当額(内容により【半額】×5年間、【満額】×5~10年間等)	上限1,000万円~1億円等
解体	土地の固定資産税相当額	最長1年分
統合	土地売買にかかる譲渡所得税等相当額	上限100万円/事業

申込 まずは、事前相談チェックシート*を書いて、〒860-8601都市整備景観課都市デザイン室へ相談ください。(平日午前9時~午後5時)
※市ホームページからダウンロード可



防災機能強化等に着目した容積率割り増し

公共貢献(防災機能の強化、まちづくり取り組みなど*)に応じて、容積率の割り増しを行います。さらに10年間限定で、最大1,000%まで**2の割り増し。

対象地区

通町筋・桜町周辺地区のうち、指定容積率が600%の地区を基本とします。

制度の種類

以下のいずれかの制度を活用することが必要です。

- ①都市計画法による制度(街区単位等で面的に緩和する場合)
 - 高度利用型地区計画、街並み誘導型地区計画、高度利用地区
- ②建築基準法による制度(敷地単体で建て替えを行う場合)
 - 総合設計制度

※1 総合設計制度の場合は、一部の項目を除く。

※2 総合設計制度の場合は最大800%。

対象条件や補助の内容など詳しくは、市ホームページへ。



(都市整備景観課都市デザイン室 ☎096-328-2538)